

平成25年度 第3回蓮田市都市計画審議会会議録

招 集 日	平成26年1月27日（月曜日）	
開催場所	蓮田市役所 3階 303会議室	
開催日時	開会 平成26年1月27日（月）午前 9時00分 閉会 平成26年1月27日（月）午前11時30分	
出席状況	会 長 奥 沢 信 男	出席 ・ 欠席
	副会長 本 澤 秀 一	出席 ・ 欠席
	委 員 石 井 文 枝	出席 ・ 欠席
	委 員 大 沢 昌 玄	出席 ・ 欠席
	委 員 門 井 隆	出席 ・ 欠席
	委 員 近 藤 純 枝	出席 ・ 欠席
	委 員 深 江 瑞 枝	出席 ・ 欠席
	委 員 藤 村 茂 樹	出席 ・ 欠席
	委 員 長谷部 芳 明	出席 ・ 欠席
	委 員 山 口 京 子	出席 ・ 欠席
出席職員	蓮田市長 中野 和信 都市整備部 部長 細井 盛賢 都市計画課 課長 田島 幸則 " 主幹 大島 純 " 主幹 関根 守男 " 主査 塚本 孝	環境経済部 次長兼みどり環境課長 小熊 康由 みどり環境課 主幹 野口 哲央 " 副主幹 柴田 賢次
傍 聴 者	なし	
1 開会	<p>（都市計画課）</p> <p>ただ今から、平成25年度第3回蓮田市都市計画審議会を開会させていただきます。</p> <p>本日は、委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>おかげさまで、前回ご審議いただきました事項につきましては、手続きが順調に進みまして、県決定及び市決定とも、来月2月4日に告示する予定でございます。</p> <p>さて、本日の議事は、蓮田市都市計画審議会としてご審議いただきます事項と、都市再生特別措置法の規定に基づき、市が作成いたしました都市再生整備計画に基づき、平成21年度から25年度に実施いたしました社会資本整備総合交付金に係る事業の事後評価についてでございます。</p> <p>この事後評価につきましては、5年前の平成20年度に「蓮田市まちづくり交付金評価実施要綱」に基づきご審議いただいたところでございます。これは、</p>	

都市計画審議会委員がまちづくりについて、熟知されていることからご審議いただいたところでございます。その後、平成22年度から「まちづくり交付金」が、新たに制定されました「社会資本整備総合交付金」に統合されました。

このため、都市計画審議会委員で構成された旧の「まちづくり交付金評価委員会」を廃止し、新たに「蓮田市社会資本整備交付金（都市再生整備計画事業）評価委員会」として、本日もご審議をお願いするものでございます。評価委員会の具体的な仕組み等は、後ほど説明させていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、奥沢会長よりごあいさつをお願い申し上げます。

2 会長挨拶

（奥沢会長）

皆さん、おはようございます。

本日は、本年度第3回目の都市計画審議会になりますが、委員の皆さんには大変お忙しい中、また、早い時間帯で大変お寒い中ご出席をいただきましてありがとうございます。

本日の議題は、先ほどもご説明ありましたが、次第にもありますように、生産緑地地区の変更と、社会資本整備総合交付金の事後評価です。この2つが諮問事案になっております。

今年度3回目の審議会になりますけれども、今年度の審議会の事案は、非常に特殊で分かりづらい難しい事案が多いように思います。

前日も数年に一度行われるという都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更という、余り聞いたことがないような事案でしたし、今回も、先ほど説明がありましたけれども、社会資本整備総合交付金の事後評価という、これも数年に一度行われる事案ということで、なかなか特殊な事例が続いているわけですけれども、本日も委員の皆さんには忌憚のないご質問等していただきまして、一般市民目線から見たご発言とか、ご意見とかもいただければ非常に幸いだと思っています。

どうぞ本日もよろしくお願ひいたします。

3 市長挨拶

（蓮田市長 中野和信）

皆さんおはようございます。ただ今、奥沢会長さんからご挨拶ありましたように、本日は平成25年度第3回目の都市計画審議会でございますが、大変お忙しい中、また大変お寒い中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

ただ今、奥沢会長さんの方から概要のお話がありましたように、本日、ご審議をお願いします案件は2件でございます。

1つは、諮問第8号としての生産緑地地区の変更でございます。地権者のご都合等々から変更させていただくものでございます。

もう1件は、分かりにくい言葉なんですけれども、社会資本整備総合交付金の事後評価ということでございます。市役所では今でも「まちづくり交付金」と言っているんですけれども、この制度は国の制度でございまして、大きな事業を進めるうえでは有効な財源で、国、県の指導をいただく場合にも非常にありがたい制度でございまして、蓮田市ではこれを有効に活用いたしまして大型の公共事業を実施しているところでございます。

後ほど、どういう事業にこの交付金を当てたのか、どういう効果が出たのか、今日はその評価をいろいろご審査いただくわけでございますが、ご報告申し上げる次第であります。

今日は事後評価委員会でございますが、今日までの評価の話でございますが、今後もこの制度は続くということですので、蓮田市としては引き続き、この社会資本整備総合交付金を利用して、また、これから計画いたします大き

	<p>な事業に導入していく考えでもございます。</p> <p>もし、お時間がございましたら、最後の方で今後のことにつきましてもお話しさせていただければ大変ありがたいと思います。</p> <p>本日は、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p>
資料の確認	(略)
定足数の確認	(略)
4 議事	(奥沢議長)
●蓮田市都市計画審議会	<p>ただ今より蓮田市都市計画審議会の議事に入ります。本日の議題は、諮問事項1点、「諮問第8号 蓮田都市計画生産緑地地区の変更について」です。</p> <p>事務局から諮問書の朗読をお願いいたします。</p>
●諮問書朗読	(都市計画課) 諮問書の朗読 (略)
●諮問第8号	(奥沢議長) 担当事務局から変更内容の説明をお願いいたします。
内容説明	<p>(みどり環境課)</p> <p>● 生産緑地制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地とは、市街化区域内にある農地の緑地機能に着目して、公害や災害の防止、都市の環境保全などに役立つ農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために設けられた制度です。 ・生産緑地地区に指定される農地の要件は、 <ul style="list-style-type: none"> ①生活環境機能を備え、将来の公共施設用地として適していること。 ②500㎡以上の規模の区域であること。 ③農業の継続が可能な条件を備えていること。 <p>以上3つが必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地の特徴としては、 <ul style="list-style-type: none"> ①建築行為や宅地造成が制限される。 ②宅地並み課税が免除される。 ③指定後30年経過した場合や、死亡や障害などで農業存続が不可能となった場合、市に対して生産緑地の買取り申出ができる。 <p>などが挙げられます。</p> <p>● 蓮田市の生産緑地地区の指定状況について</p> <p>蓮田市の生産緑地地区は平成4年12月7日、都市計画決定され、当初は60地区、総面積約12.50haでした。</p> <p>平成25年11月1日現在、53地区、総面積約11.53haです。</p> <p>● 変更内容について</p> <p>今回の変更内容といたしましては、「西口17号生産緑地地区」0.16haのうち0.01haを削除して0.15haに変更するものです。</p> <p>変更理由は、一般県道上尾蓮田線の整備に伴い、埼玉県が道路用地として生産緑地地区の一部を買収したことにより、蓮田都市計画生産緑地地区を変更するものです。</p> <p>今回変更する西口17号生産緑地地区は、旧国道122号、現在の市道5</p>

5号線関山3丁目交差点と国道122号バイパス関山3丁目東交差点の間の一般県道上尾蓮田線に面した2筆の土地からなる生産緑地です。

続きまして、一連のスケジュールについて申し上げます。

平成25年5月2日に、埼玉県杉戸県土整備事務所長から蓮田市長に「生産緑地に指定されている土地の買収について」との文書が提出されました。

10月30日、蓮田都市計画生産緑地地区の変更について、県に事前協議書を提出し、11月1日付けで、県から事前協議のとおりで異存ないとの回答をいただきました。

県からの回答を受け、平成25年11月8日から11月22日まで、蓮田都市計画生産緑地地区の変更案の縦覧を行いました。縦覧の結果につきましては、縦覧期間中、縦覧者・意見共にありませんでしたことをご報告申し上げます。

1月27日、本日、蓮田都市計画審議会に諮問させていただきました。

このあと、答申をいただけましたら、来月2月4日に都市計画変更の告示を行う予定であります。以上が、一連のスケジュールでございます。

なお、変更後は、生産緑地地区は53地区と変わりませんが、総面積が約11.53haから0.01ha減りまして、約11.52haとなります。(以上で説明終了)

質疑

(奥沢議長)

審議に入ります。ただ今の説明に関しまして、ご質問、ご意見等ございましたらご発言をいただきたいと存じます。

(山口委員)

諮問のあった土地は、県道整備に伴い買収されたとのことですが、順番として最初から生産緑地から外すということもあるのでしょうか。それとも生産緑地に指定したうえで、売買後に生産緑地から除外する手続きを行うのでしょうか。

(みどり環境課)

県道としての買収契約が終わってから手続きを行うことになります。

(奥沢議長)

今回の事案の道路は、県道上尾蓮田線で県が買収したので県から解除の依頼が来ているということですね。その県道の整備計画は、生産緑地に指定する前から計画があったのですか。

(都市整備部長)

平成4年に生産緑地として決定した当時は、まだ市道42号線で行ってました。当時は、現在の市道55号線(旧国道122号)との関山3丁目交差点から上尾に向けて県道上尾蓮田線が始まっていました。その後、国道122号バイパスが完成した際に、県にお願いして県道をバイパスまで延伸して指定していただき、県道昇格後に順次拡幅していただいているところです。

平成4年に生産緑地として指定した際には、具体的な整備計画はなかったのですが、その後事業計画ができて順次用地買収していく中で、今回解除をお願いするという手順になっております。

(山口委員)

今回は県道ですけれども、他の生産緑地の中に市の都市計画道路にあたって

いるところはあるのでしょうか。

(みどり環境課)

ございますが、今のところは農業を継続していただいております。

(山口委員)

確認ですけれども、市の場合も買収の案件が持ち上がった時に、今回のような手続きに入ると理解してよいのでしょうか。

(みどり環境課)

そのとおりです。

(長谷部委員)

まず1点目は、市の方からこの地主さんへのご依頼というか、指導の関係なんですけれども、確かに県道の拡幅整備事業については、0.01haでそれでもいいんですけれども、その残りの部分についてなんですけど、それも生産緑地ということになっているんですけれども、地主さんの希望とか、市のほうの指導とかで、生産緑地の解除というようなお話は出なかったのかどうか、それが1点です。

それからもう1点が、県道整備事業にからめれば、反対側のほうの土地も交渉したのか、しないのか。そのへん県がやっている事業ですけれども、市の方も立ち会ったり、いろいろすると思うので分かっている範囲でいいんですけど教えていただけたらと思います。

(みどり環境課)

まず1点目の、地主さんから解除の話があったかどうかについてですけれども、その点について話は特に聞いておりません。

生産緑地に指定される農地の要件の1つとして、500㎡以上の規模という要件がありますので、買収後500㎡未満となる場合には解除ということになりますけれども、今回の場合には買収後500㎡以上あることから継続します。また、地主さんから残りの土地についての相談はありませんでした。

(長谷部委員)

途中ですが、市の方からこういった指導をしたのかということについて答えがありません。

(都市整備部長)

今回の案件に係る土地が、道路用地として買収されたことから、道路部分だけを生産緑地から解除するということです。残った土地について、土地の所有者が解除を希望したとしても、解除要件には当たりませんので解除はできません。基本的に残りの土地について希望を聞くことはありません。

(奥沢議長)

先ほど説明がありましたが、解除要件はどうなっていますか。もう1回説明してください。

(みどり環境課)

主たる農業従事者が死亡したとき。あるいは、重度の障害により農業の継続ができないときは市に買取りの申出ができますが、今回の場合は該当しません。

それと、指定後30年経過したときと、公共事業に当たったときです。

(藤村委員)

公共事業によって買収された結果、500㎡以下となるときはどうなるのですか。

(みどり環境課)

500㎡未満となる場合には、解除されることとなります。残りの生産緑地を解除されたくない場合は契約できないということがあるかもしれません。

(奥沢議長)

その場合には、隣接地を生産緑地として広げられれば継続できるということもありますね。

(都市整備部長)

ケースバイケースですが、残りの土地が500㎡未満となり、生産緑地が解除となるので協力できないということもあるかもしれません。

(藤村委員)

今回の場合はうまく契約できたようですが、500㎡未満となる場合には、かなり揉めるということも考えられるということですね。

(都市整備部長)

例えば都市計画道路の場合には、事業認可を取る時点でよく精査して事業に当たることになりますが、そういうことが原因となって事業が進まないということがないように進めて行く考えです。

(長谷部委員)

どうも生産緑地に指定されている土地柄というか、地域じゃないものですから、何とか生産緑地を外して開発行為ができないのかなというふうに感じたんですね。どちらかというとな生産緑地の継続よりも、違うような用途で活用した方がいいような土地柄なものですから、ちょっとお聞きしたまでです。

(都市整備部長)

当該土地につきましては、平成4年から生産緑地の指定を受け、既に21年経っています。あと10年で市に買取を申し出て、市が買い取らない旨の通知をした場合には、行為制限が解除されるわけですから、その時の判断ということだと思います。

(奥沢議長)

営農継続が不可能になったといった解釈を柔軟に判断できるのでしょうか。法律の趣旨は、市街地に緑地を残すのが大事ということがあります。

(長谷部委員)

分かりました。

(奥沢議長)

今回の土地の反対側に生産緑地はないですね。道路が狭くなっているところがあるので、その状況はどうなんだろうかというご質問ですね。

(都市整備部長)

反対側に生産緑地はありません。反対側の角については、県としては買収に入りたいということで、今も継続して交渉中と伺っています。

(長谷部委員)

今回の案件に直接は関係ないんですけども、蓮田の街に住んでいると道路の拡幅整備だとか利便性の問題で非常に気になるものですからお聞きしたままなんです。

(奥沢議長)

市民は、道路がなるべく早く完成することを希望しています。

(近藤委員)

市民レベルの話ですが、この場所について、私もこの近所に住んでいるんですけど、いまおっしゃられたように非常に道路がでこぼこになってしまって事故の多いところであるということをご存知だと思うんです。

希望としましてなんですけれども、道路を造る際にスムーズなどいまいしょうか交通の循環がよい道路の造り方をしていただきたいということが希望です。

それと、先ほど市民とお話であって土地がなかなか買収できなかったりということをよく聞くんですけども、これも詳しいことが分からなくてお聞きするんですけども、どのようにして、どのようにすればそれが早く交渉ができて、一対一の対応だと思うんですけども、そこに市が入っての交渉をしたりということがあって、道路の買収ができるのかなと思っているんです。

あそこはご存知のとおり本当にでこぼこな道路ですよ。蓮田の道路というのは、すべてがでこぼこの道路であって、私はずっと疑問に思っていたことで、市民レベルの話ですけども、交渉の仕方というのをうまくできて、代替え地があって、ここにうまくっていう形が取れないのか、取れづらいのか、やり方に対していろいろな問題があるのか、その辺の疑問が多かったものですから、今お話をさせていただいた次第です。

(都市整備部長)

この道路は関山3丁目交差点の手前で、確かに狭くなっています。

(奥沢議長)

角以外はだいぶ広がってきましたね。

(都市整備部長)

角以外は広がっていて歩道も整備されていまして、この交差点のところの50から60メートル手前だけが、歩道も整備されていないというような状況でございます。南側を先行して買収したのは、こちら側だけでも歩道を整備したいからということです。

全体を解決することが一番いいのですが、それを待っているとまだ時間が掛かってしまうということで、南側だけでも先行的に買収して、片側だけでも歩道を交差点までつなげようということで、事業を進めていると県から伺っております。

(奥沢議長)

いろいろ事情はあるんでしょうが、道路整備を促進する上で、これは県道だ

から県かもしれませんけれども、市が協力するとか、先ほど話に出ました代替え地で済むなら代替え地を調整するとか、そういうことはやるべき話ですよ。いきなり強制代執行というわけにはいきませんし、そのためには相当時間が掛かります。地道に用地交渉するということでしょう。

(長谷部委員)

もう一点お聞きしたいんですけど、この反対側の件に対して、県から市に、ご依頼とか、ご要望とか、協力要請とかそういうことはありましたか。

(都市整備部長)

これまでの交渉の中でありましたが、今回のこの件については特に市が入って交渉したということはありませんでした。

(長谷部委員)

去年の5月2日以降で、生産緑地の解除の話があった以降に県からの依頼はありましたか。

(都市整備部長)

その日以降に、市に依頼はありませんでした。

(長谷部委員)

分かりました。

(奥沢議長)

なるべくでこぼこじゃない道路になるよう、ご努力をしていただければと思います。

他にご意見ありますか。

(なしとの声)

(奥沢議長)

それでは、この議案につきまして、採決したいと思います。
原案のとおり決定することでご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

(奥沢議長)

それでは、原案のとおり決定ということで、答申したいと思います。
事務局は答申書案を用意してください。
暫時休憩します。

(答申書案の配布)

(奥沢議長)

会議を再開します。

答申書案を示していただきましたけれども、こういう形で市長に答申をしたいと思いますが、何かご意見はありますか。

(なしとの声)

(奥沢議長)

よろしいですか。それではこういう形で答申させていただきます。

続きまして、蓮田市社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）事後評価委員会の議事に入ります。

諮問内容を説明していただく前に、この蓮田市の社会資本整備総合交付金の事後評価の要綱、それから社会資本整備総合交付金について、初めて聞く話なので、その概要を説明していただきたいと思います。

(都市計画課)

社会資本整備総合交付金についてご説明させていただきます。

社会資本整備総合交付金は、都市再生特別措置法第46条第1項に基づき、市町村が都市再生整備計画を作成し、都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当する場合に交付金が交付されるものです。

この交付金は、平成16年度に、「まちづくり交付金」制度として創設され、平成22年度から「社会資本整備総合交付金」に統合されたものです。

この交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向けの個別補助金を一つの交付金に一括したもので、地方公共団体にとりましては、自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金です。

都市再生整備計画には、地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標と目標を実現するために実施する各種事業等を位置付けることができますので、個性あふれるまちづくりを推進することができます。交付期間は、概ね3年から5年で、年度ごとに交付金が交付されます。また、国費率は、事業費に対して最大4割となっています。

続きまして、社会資本整備総合交付金の流れについてご説明します。

社会資本整備総合交付金は、PDCAマネジメントサイクルで実施しております。

まず、市町村はまちづくりの目標とそれを実現する事業を記した都市再生整備計画を作成します。

次に、目標達成に必要な事業を3年から5年で実施します。

次に、目標達成に関する事後評価を実施して、住民に公表します。

最後に、事後評価結果を踏まえ、必要な改善策を実施し、2期計画を立ち上げるなど、今後のまちづくりにつなげていくものでございます。

続きまして、社会資本整備総合交付金の事後評価についてご説明いたします。

目的ですが、1つ目として、実施した事業の成果を住民に分かりやすく説明することです。

2つ目として、成果を客観的に判断して、今後のまちづくりを適切に実施することです。

次に、事後評価の実施主体、実施時期ですが、交付終了年度に市町村が実施するものです。

次に、事後評価の内容ですが、1つ目が、事業の成果及び実施過程の検証。2つ目が、今後のまちづくり方策の検討です。

事後評価の手続きですが、まず、方法書を作成（今回は任意）し、評価を行い、事後評価シートを作成するとともに原案を住民に公表し、意見を募集します。そして、第三者機関による審議を経て評価結果を国に提出いたします。

事後評価は、国が定めた「社会資本整備総合交付金交付要綱」に基づき行うもので、蓮田市社会資本整備総合交付金交付要綱第10条第1項において、時

<p>採決</p> <p>●蓮田市社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）事後評価委員会</p>	<p>期や実施方法などこれまでにご説明させていただいた事項が規定されております。</p> <p>簡単ではございますが、以上が社会資本整備総合交付金と事後評価の概要です。</p> <p>続きまして、「資料2 蓮田市社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）事後評価実施要綱」について説明させていただきます。</p> <p>この蓮田市社会資本整備総合交付金（都市再生整備事業）事後評価実施要綱は、平成22年度から「まちづくり交付金」が、新たに制定された「社会資本整備総合交付金」に統合されたことから、「蓮田市まちづくり交付金実施要綱」を廃止し、新たに制定したものでございます。</p> <p>なお、この交付金評価委員会につきましては、国土交通省が定めた交付金事後評価実施要領第5に規定されておりました、</p> <p>委員会の役割として、事後評価の方法及び都市再生整備計画の達成状況の結果について、その妥当性を審議し、不適切な点または改善すべき点があると認めた場合は意見の具申を行うことと、今後のまちづくり等の内容の妥当性について審議し、不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合は、意見の具申を行うこと、となっています。</p> <p>また、国の要領において、評価委員会の設置根拠として、交付金評価委員会の設置条例の制定による設置のほか、設置要綱による設置や、都市計画審議会や事業評価委員会等の既存機関を活用することが認められております。</p> <p>市といたしましては、5年前と同様に、交付金評価委員会の設置については、要綱の制定による設置とするとともに、この要綱の第6条第1項に評価委員会を規定し、第2項において、この委員会の委員は、蓮田市都市計画審議会の委員をもって充てると規定しています。</p> <p>資料についての説明は以上です。</p> <p>（奥沢議長）</p> <p>社会資本整備総合交付金の制度の概要と要綱の説明がありました。今の説明に関しては、この後の諮問事項の審議の中でご質問いただいても結構ですが、質問はございますか。</p> <p>（長谷部委員）</p> <p>都市計画審議会で受けるか、受けないかということで、この要綱で受けなさいという話ですか。この要綱に納得していただいて都市計画審議会に受けていただきたいというふうに今受け止めたんですが、我々がやっていいんですか。私はこの内容がよく理解できないんです。自分が評価なんかできるような立場じゃないような気がするんだけど、事後評価なんかしていいの。それが心配なんです。我々のレベルでやっちゃっていいのかなと思っています。</p> <p>（深江委員）</p> <p>そうしたら誰が評価するんですか。評価しなければならないことがあって、それぞれが都市計画審議員なのだから、長谷部委員も議会にいらして、それで選ばれて参加しているのだから、これで新たな委員会で評価といったならば大変なんじゃないでしょうか。具体的にきちっと説明していただいて、それで納得するような形でやるしかないんじゃないかというふうに私は思います。</p> <p>（長谷部委員）</p> <p>分かりました。というのは都市再生整備計画事業の概要の説明をきちんと受</p>
---	---

けなくちゃいけないし、この事後評価の基準とかレクチャーを受けないといけない。だからこの内容について、まず、我々が実質的に、今、深江さんがおっしゃるように、我々がやるんだとすれば、事前準備じゃないですけど、きちんとしたレクチャーを受けて、それから始めるのであれば、始めようがあるかなと思うんですけども、急にここでね、事後評価をしてくださいって言われても、内容を大雑把に聞いて、やっていいのかということがあるんです。

この審議会でやるとすれば、事前に勉強会なり、事前のレクチャーをきちんとした形でやっていただいて、それから何十時間やるんだかわかりませんが、その後に事後審査をやるんなら理解できるんですけど、そうじゃなくて、唐突に事後審査をやってくださいって言われても、非常にきついもんがあるんじゃないかなって気がするんですね。量が膨大です。

(都市計画課)

長谷部委員のおっしゃるとおりですが、今回、事後評価していただきます内容に関しては、昨年7月に委員さんをお引き受けいただいた時、蓮田駅のバリアフリー事業や蓮田駅西口第一種市街地再開発事業、東北自動車道 蓮田新サービスエリア建設事業に関することであるとか、粗方その時にご説明させていただいております。

ただ事後評価については、その時にご説明させていただかなかったので、唐突と感じられることもあるかと思いますが、来年度におきましても、蓮田SAスマートインターチェンジ周辺地区といたしまして、この市役所周辺で同じような交付金を投入して事業を実施しております。

この地区につきましても来年度事後評価をお願いすることになるのですが、今委員さんがおっしゃられたとおり事前に事業の内容等をご説明させていただきたいと思っております。

今回の内容につきましては、ある程度は事業内容をご説明させていただいておりますが、改めてご説明させていただいてご意見をいただきたいと存じます。

(山口委員)

他の市町村で、都市計画審議会に事後評価をお願いしている例はありますか。

(都市計画課)

第三者機関として新たに社会資本整備総合交付金評価委員会を設置する場合と、既存の組織である都市計画審議会や政策評価委員会等に委任している場合があります。市町村によって様々でございますが、大きな自治体の場合には既存の組織とは別の組織としている例が多いようですが、蓮田市と同じ規模の自治体にあつては既存の組織に事後評価をお願いしていることが多いようです。蓮田市の場合には、都市計画審議会委員の皆様が市の事業を熟知されていることと、専門の知見を有する方が委員になられていることもございまして都市計画審議会でご審議いただくのが適切と判断いたしました。また5年前のまちづくり交付金事業の事後評価を都市計画審議会にお願いしたという経過、また新たな組織をお願いしなければならないような特段の事情もなかったことから、前回と同様に皆様をお願いしたいということでございます。

(奥沢議長)

今、市町村によってまちまちと説明がありましたが、都市計画審議会に審議している市町村もあるということですね。

質疑

(都市計画課)

都市計画審議会をお願いしている例はございます。

(奥沢議長)

中身の説明はこれからお聞きするので分からないわけですが、どういう形の評価委員会を作るにしても、この都市計画審議会とメンバーにそれほど違いはないように思います。

専門家だけで構成された委員会がいいのかどうか、中身は難しいのですが、一般市民目線から見ることも必要ではないでしょうか。

この要綱設置は市長決裁ということで、国の制度要綱にも都市計画審議会のような既存の組織に第三者機関としてチェックしてもらってよいということです。この交付金事業を実施していく上では、市だけでチェックするのではなくて第三者機関にチェックしてもらうことが必須になっているということです。

本論に戻りますと、都市計画審議会で審議することを制度として考えられていますし、他の市町村にも事例はあるようですので、我々のできる範囲で審議したいと思います。時間が掛かるようであれば時間を掛けて審議してもいいと思いますが、この要綱に関しては市の決裁でもありますので、審議会としては、都市計画審議会の委員さんをもってこの事後評価委員会に代えるということは、よろしいんじゃないかと私は思うのですけれどもいかがですか。

(長谷部委員)

会長がそのようにおっしゃるのであれば、もちろんそれで結構なんですけれども、ただやり方についてはですね、きちんとしたやり方をして、審議会のほうも1時間で審査をして事務局に提出しましたというようなやり方はどうかと思うんです。お受けするならお受けするで、きっちりしたお受けのしかたをしていかないとダメかなと思うんです。

今の計画でいくと、あと1時間か、1時間半ぐらいで終わるようなスケジュールかなと思うんです。

(奥沢議長)

わかりました。審議は十分させていただきたいと思います。今も話に出ましたけれども、この制度に関して都市再生整備計画事業について概要を説明していただきましたけれども初めての話ですし、蓮田市でどういう地区で事業を実施しているとか、中身がどうだとか、今の段階では知らないわけです。

このあと諮問をいただいて、中身を細かく説明していただく形になりますけれども十分時間を掛けて、わかるような形で審議するというようにしたいと思っておりますので、この要綱に沿った評価委員会の設置ということでよろしいですか。

(よいという声)

(奥沢議長)

それでは、長谷部委員が言われた趣旨に沿って、この審査を進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、蓮田市社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）評価委員会の議事に入ります。

まず、「社会資本整備総合交付金の事後評価について」諮問書の朗読をお願いいたします。

(都市計画課)

諮問書の朗読（略）

（奥沢議長）

これから諮問事項の中身の説明をしていただくわけですが、我々は初めて聞く話で中身はこれからですが、今諮問書を朗読していただきましたけれども、対象地区は蓮田市中心市街地地区で、諮問の中身は、（１）事後評価の手續及び都市再生整備計画の目標の達成状況の確認等の結果についてということと、（２）今後のまちづくり等の内容の妥当性についてということが中身ですけれども、最終的には全部一括で説明していただいた後でご審議していただくということになりますけれども、まず（１）は、これまでの事業の達成状況だと思いますので、（２）は、それを受けて今後の話だと思いますので、まず、（１）の蓮田市中心市街地地区の概要も含めてご説明をお願いします。

（都市計画課）

まず、資料４ 都市再生整備計画事業 事後評価シート 蓮田市中心市街地地区（原案）について ご説明させていただきます。

まず、「蓮田市中心市街地地区の概要」について 説明させていただきます。

事後評価シートの１ページの様式２－１と２ページの様式２－２は事業の概要をまとめたものになっています。

中心市街地地区の都市再計整備計画の概要を説明後、個々の内容についてはそれぞれのページで説明したいと思います。

計画の概要を説明させていただきます。

赤で囲まれた区域が、蓮田市中心市街地地区となっています。面積137ha、交付金交付期間は平成21年度から平成25年度までの5年間で、交付対象事業費は総額で約5億4千7百万円、国費率は概ね4割の2億6百60万円となっています。

事業の実施状況については1)をご覧ください。こちらに実施した事業や、計画から削除した事業、また新たに計画に追加した事業を挙げています。このうち、実際に実施した事業を図面で説明したいと思います。2ページをお開き下さい。

まず、まちづくりの目標は大目標に「賑わいのある、人にやさしいまちづくり」と設定し、その右側にある目標を定量化する指標において、事業前と事業後の値を比較して、いかに成果が上がったのかを検証することが、この事業の特徴であると言えます。

続いて図面を説明します。この中で、黄色い旗揚げが基幹事業、青い旗揚げが提案事業となっています。基幹事業は都市再生整備計画事業のメニューにあるもの、提案事業はメニューにはないが市独自の事業として認められたもの、に分かれています。一番上から時計回りで説明します。

提案事業の駐輪場通路については、蓮田駅西口のけんちゃんバス転回所前の駐輪場進入路を整備したものです。

総合案内板については3箇所、1つは既に整備済みの懸垂幕昇降装置、もう1つは駅の西口に整備済みのものと、もう1つは今年度中に自由通路に整備するものです。

続いて駅バリアフリー施設です。駅東西口にエレベーターをそれぞれ1基ずつ、西口にエスカレーターを設置しました。

次に道路事業ですが、市道774号線については以前からボトルネックになっていた道路を今年度中に拡幅する事業です。

次の市道51号線道路事業、これはのくぼ通りの歩道の低木植栽を撤去し歩道幅員を広げたものです。

歩行者専用道路については、西口駅前交通広場から線路に沿って整備されたものです。

次は提案事業であります、駅自由通路内にコミュニティー掲示板を設置するもの

議事

です。

また、一番下の提案事業は、西口駅前交通広場の地下に60tの耐震性防火水槽を整備したものです。これは飲料水対応型になっています。

左側に来て、モニュメント2箇所については、西口の時計台と機関車の車輪のオブジェが対象です。

続いて市道5号線交差点整備については、都市計画道路蓮田駅西口通線と市道5号線、今スクランブル交差点になっている所を整備した事業です。

次の蓮田駅西口通線については、駅西口駅前交通広場から市道791号線までを整備したものです。

続いて市道791号線については、これからの工事発注になりますが、先ほどの蓮田駅西口通線から東和銀行前までの道路を整備する工事です。

また、左側一番上の白い旗揚げの関連事業として、蓮田駅西口再開発事業は、交付対象事業ではありませんが、一体的に整備することでまちづくりの目標を達成する事業として都市再生整備計画に位置付けたものです。当計画で実施した事業については以上です。

(奥沢議長)

今、都市再生整備計画の蓮田市中心市街地地区の事業の説明をしていただきました。この都市再生整備計画は、先ほど説明されたような中身を事業計画に盛り込むと、先ほど説明されたようにこういうところにも補助金が付いたということです。

これまでの補助金ですと、基幹的なものには補助金が付きますけれども、こういった細かい事業には一般的な補助金は付きませんでした。この都市再生整備計画という計画を作って提案すると、総合的な計画になるからでしょうけれども、この社会資本整備総合交付金という交付金が受けられるということで、こういう計画を作られているんだと思います。この事業の中身を今説明していただいたわけですがけれども、これから評価のしかたについて、ご説明していただきます。

引き続き説明をお願いいたします。

(都市計画課)

続いて、(1)事後評価手続及び都市再生整備計画の目標の達成状況の確認等の結果についてのうち

(ア) 成果の評価について 説明させていただきます。

4ページをお開き下さい。都市再生整備計画に記載した目標の変更の有無です。まちづくりの目標、目標を定量化する指数、目標値、その他、いずれも変更なしです。

5ページをお開き下さい。都市再生整備計画に記載した基幹事業の実施状況一覧になっています。また、事業の増減があっても影響が少ないということで、指標及び目標はいずれも据え置くこととしました。

6ページですが、記載された事業に該当はありませんでした。

7ページについては、提案事業、関連事業の実施状況一覧です。駐輪場連絡通路とコミュニティー掲示板、耐震性防火水槽が提案事業となっています。また、関連事業について、蓮田駅西口第一種市街地再開発事業として、西口駅前交通広場や蓮田駅西口通線の整備を行いました。

8ページは、数値目標の達成状況です。計画策定時に設定した指標の数値が、今、どのように改善しているかを検証します。

まず、指標1、駅周辺バリアフリー環境に対する不満度です。これは、JR蓮田駅利用者からアンケートを回収し、駅周辺のバリアフリー整備状況が不十分に○をつけた人の割合を算出しました。資料10の広報に付せんを張った所をお開き下さい。このアンケートは平成25年11月18日、19日でアンケート用紙の配布と回収を行ったもので

す。

指標1の5年前の従前値は76%の人がバリアフリーに不満を持っていました。それを基に、5年後の不満度を50%まで下げるという目標値を設定しました。そして今回のアンケートの結果では、27%と大幅に改善が見られました。

続きまして指標2の自由通路の利用者数です。アンケートと同日の11月18日、駅改札前の両側に係員を配置し、改札に入らず東西に通過した人数をカウンターで計測しました。従前値1,242人のところ、目標値1,500人、今回の実績が1,574人でこれも目標を達成しました。

指標3については、駅周辺の交通安全に対する不安度です。これも前述のアンケートのうち、設問3の駅周辺歩行者道路と設問4の駅周辺の交通安全の不十分の項を足した割合を計測しました。従前値は66%の人が不十分と思っていたところ、50%に下げるという目標値を設定し、今回の実績では32%まで不満を下げることができました。

この目標を全て達成できた理由は、8ページの下半分に記載していますが、何より蓮田駅の東西口エレベーターと西口のエスカレーターを整備したこと、関連事業である蓮田駅西口第一種市街地再開発事業による蓮田駅西口駅前交通広場の完成が大きく影響したと思われます。また、駅バリアフリー化だけでなく駅周辺の道路整備等によって回遊性が高まり、自由通路の利用者数の増加につながったのではないかと思います。

また、この評価値については、本来であれば事業が全て終了した時点で、フォローアップということでもう一度アンケートや通行量調査をするべきですが、今回は評価値＝確定値としたいと思います。

9ページをお開き下さい。その他の数値指標でございます。これは、当初設定した数値目標以外に効果があった場合に記載するものです。

その他の数値目標1は、階段歩行が困難な自由通路の利用者数です。前述の自由通路通行量調査において、身体障がい者、妊婦、ベビーカー利用者、高齢者のいわゆる歩行弱者の方とそれ以外とに分けて計測しました。階段歩行が困難な利用者数の従前値が281人、今回の実績が520人と、こちらも大幅に利用者数が増えています。

また、別添2－参考記述の定量的に表現できない定性的な効果発現状況については、9ページをご覧ください。概要を申し上げますと

- ・駅周辺道路に自転車通行帯が設置され、安全性が確保された。
- ・蓮田駅西口駅前交通広場に蓮田市と長野県松川町の友好関係のあかしとして松川町から寄贈されたイチイを植樹した。
- ・幅員16mの蓮田駅西口通線が整備されたことにより、災害時の延焼防止帯として期待でき、また飲料水対応型耐震性防火水槽の整備により飲料水が確保された。
- ・駅東西口の駅前交通広場完成により喫煙マナーや環境美化の意識向上が期待される。

ことを記載しました。

(イ) 実施過程の評価について 説明させていただきます。

10ページをお開き下さい。先ずモニタリングの実施状況ですが、これは実施期間の途中でアンケートや通行量調査等を行って途中経過の検証するものですが、これは行いませんでした。

次に住民参加プロセスの実施状況と持続的なまちづくり体制の構築状況についてですが、共に蓮田駅西口地区まちづくり協議会と連携して中心市街地地区の住民参画のまちづくりを推進しました。活動内容については、年1回の役員会、総会での意見交換、先進地視察や地区計画アンケート調査を参考にしたまちづくりなどが挙げられます。

(ウ) 効果発現要因の整理について説明させていただきます。

11ページをお開き下さい。検討体制については、市役所庁内の横断的な組織により事業の効果や次期計画に至るまで多くの検討を行いました。検討メンバーについては、道路課、西口開発事務所、社会教育課、政策財政課、みどり環境課、子ども支援課、文化会館準備室、都市計画課で、実施時期は平成25年6月21日です。

続いて数値目標を達成した指標にかかる効果発現要因の整理についてですが、各事業が指標にどれくらい貢献したかを、◎、○、－で表していますので、詳しくは11ページを見て頂きたいと思います。指標ごとの総合所見と今後の活用について説明いたします。

指標1の駅周辺バリアフリー環境に対する不満度については、駅やのくぼ通りのバリアフリー化などにより不満度が大幅に減少しました。今後は都市計画道路の全面開通や更なるバリアフリー環境を目指して行きたいと思います。

指標2の自由通路の利用者数についても、駅バリアフリー施設の充実により、市の人口がゆるやかに減少する中であっても利用者が増加したことで、駅周辺の活性化や賑わいの創出が図られました。今後は再開発ビルの整備とともに魅力ある駅前空間を創出して行きたいと思います。

指標3の駅周辺の交通安全に対する不安度については、道路事業によるボトルネック解消、拡幅、バリアフリー化などにより、大幅に減少しました。今後も道路の拡幅や高質化をすることにより、歩行者や自転車にもやさしい道路整備を推進したいと思います。

その他の数値指標1の階段歩行が困難な自由通路の利用者数ですが、駅自由通路利用者のうち階段の利用が困難な人が大幅に増加しました。今後は道路等の段差解消やエレベーター・エスカレーターの適切な維持管理に努め、今後とも出歩きやすいまちづくりの実現を目指します。

(エ) 事後評価原案の公表の妥当性について 説明させていただきます。

15ページと資料8もご覧ください。市のパブリックコメント制度を活用して、平成25年12月13日～12月26日までの2週間、原案を公表し意見を募集しました。公表の方法は、市のホームページ、都市計画課窓口、行政資料コーナー、図書館、中央公民館、農業者トレーニングセンターで公開しました。また、資料9にあります広報はすだ12月号では、原案を公表している旨を掲載して、インターネットが見られない方にも公表を周知しました。意見の受付方法は、担当課へ持参、郵送、FAX、メールです。

その結果は、16ページをお開き下さい。意見はありませんでした。このことについても公表済みです。

(オ) 評価委員会の確認について 説明させていただきます。

17ページをお開き下さい。事後評価については、事後評価原案を第三者機関である評価委員会にかけることやその中に学識経験者を入れることが必須になっています。

評価委員会については、本日行い、委員会の設置根拠は「蓮田市社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)事後評価実施要綱」、委員会の母体は都市計画審議会です。

また、委員会の意見については、本日の評価委員会で答申頂いたものを転記させていただきます。なお、方法書がなしになっていますが、前回は提出が義務付けられていましたが、今回は任意となっています。また、フォローアップについては、指標の評価値＝確定値としたことから必要なしとしました。

以上で、(1)事後評価手続及び都市再生整備計画の目標の達成状況の確認等の

結果についての説明を終了させていただきます。

(奥沢議長)

これから審議していただくわけですが、説明のあった内容についてはよく理解できるんですが、最終的な答申として求められている制度の趣旨にも関係してくるのでしょうか、答申書の様式案が今日配られていますけれども、普通の答申は、原案に賛成か反対かという審議ですけれども、この事後評価の答申の様式が示されていますが、概ね答申の中身はどのように作るのか、この様式案を説明していただけますか。

(都市計画課)

お手元にあるかと思いますが、社会資本整備総合交付金の事後評価ということで、この様式でご意見をいただきたいと思っております。内容につきましては、記の下に表がございますが、審議事項といたしまして、成果の評価、実施過程の評価、効果発現要因の整理などがございますが、これについてご質問いただきましてお答えさせていただきます。ご意見をいただきたいと考えております。

(奥沢議長)

今ご説明のあった全般に関し、自由にご意見をいただきたいと思います。

(藤村委員)

様式案が示されていますが、事務局としてどういった意見を期待していますか。その方が議論をしやすかったからです。

(奥沢議長)

この様式に沿って意見を出して、国に報告することが必須になっているみたいだけれども、きちんと事後評価委員会で審議し、こういう結果が出たということ添付して国と協議するんでしょうけれども、どういう意見を想定しているかということですね。具体的に言ってください。

(都市計画課)

この事業につきましては、従前の値がありまして、事業を実施し、効果を検証しております。各々の事業に関し効果が発揮できたかということについて皆さんからご意見をいただき、妥当であれば概ね評価できるというご意見をいただきたいと思います。

5年前にご審議いただいた内容を参考に申し上げます。概ね妥当というご意見をいただきましたが、今後留意していただきたい点ということで評価委員会からご意見をいただいています。

まず1点目として、評価の様式や文言等をわかりやすくすること。

2点目として、事業の実施にあたっては、事業スケジュールを明確にし、適切な進行管理を行うこと。

3点目として、市民及びまちづくり交付金評価委員会への情報の提供の充実を図ること。

4点目として、関連事業計画との整合を図りまちづくりの総合的な計画とすること。

5点目として、関連団体等との連絡を密にすること（商工会、商工団体、鉄道事業者、自治会、まちづくり協議会）。

6番目として、中心市街地の賑わいを創出する事業の充実を図り、それを評

価する指標を検討すること（指標として、駅前広場に集まる人の数など）。

7点目として、主要な対象事業及び関連事業の完了時には適切なフォローアップを行うこと。

という全部で7点のご意見をいただいております。

今回の事業におきましても、各指標それぞれ従前値、目標値、事後の評価値がございますが、事業の実施方法とか、実施過程の評価、公表の仕方などについて、皆さんからご意見をいただきまして次回の事業に役立てていきたいと考えております。

（都市整備部長）

今の意見は、5年前に今回の事業を始めるにあたって皆さんからいただいたご意見です。

（藤村委員）

分かりましたけれども、5年経って評価するわけだけれども、成果の評価とか、実施過程の評価と書いてありますが、どういう答えが出てくるのを想定されているのですか。

（奥沢議長）

先ほどの説明だと、妥当であれば妥当だとか、概ね妥当だとかという表現をしていただいて、いろいろな意見については留意事項になるのでしょうか。その他の欄がいっぱいあるので、どこに書くのか分からないけれど、事務局が想定しているのは、概ね妥当であるということでしょうか。

妥当でないところは、いろいろと意見を書き込んでいくんですが、基本的にはそういうふうを考えているという説明だったと思います。

（大沢委員）

藤村委員から話がありましたが、最初から原案を入れていただいたほうがよかったように思います。事前に入れられないところが、その他の意見になるのだと思います。

私は、まちづくり交付金事業で2つの自治体の事後評価のお手伝いをさせていただきましたが、最初に原案を入れておかないと議論にならないと思います。

これまでの経験と今回の資料から判断して、上から4項目は数字的にも根拠があるので妥当であると言いきりありません。

「その他」の意見と、「今後のまちづくり方策は妥当か、委員会の確認」については、今回できた施設を今後どのように維持していくかという意見を書きたい。また、いろいろな提案事業が出されていますので、持続して愛していただくやり方をこの提案の中に入れていくということになるのだと思います。そこが意見の出どころだと思います。それ以外は、この資料を見て数字的にも出ていますのでOKだという結果になると思います。

今回の事業の特徴は、目標値を定めたことです。これまで国は、目標値を定めていませんでした。また、これまでお手伝いした中で、目標値が上がらないところもあったのですが、その場合には理由を付けます。今回の事業は目標値を達成していますので目標を達成しない理由を書く必要はありませんが、答申ということになりますと、1回の審議で答申書を作成するのは難しいのではないのでしょうか。

皆さんから1度ご意見を伺って、ご意見を調整して、最後は会長一任になるかもしれませんけれども、文言の表現の調整が必要になると思います。

来年、もう1地区あるということですので、次回は数字的に根拠のある部分

については、妥当であると書いておいた方が皆さん議論しやすいのではないのでしょうか。

(藤村委員)

その方が分かりやすい。

(奥沢議長)

この答申書の上の4つについては、指標に照らして妥当である。あるいは、概ね妥当であるということですね。

その他のところでごく一般的な意見はあると思われませんが、事務局が想定している答申の方向はよろしいでしょうか。

(都市計画課)

そういう方向でよろしいかと思います。

(奥沢議長)

ここに書きたかったようですが、書いてしまうと角が立つといけないということで書かなかったようです。

(深江委員)

私は、西口に事務所がありますので、いろいろ感じていることがあります。この事後評価はとっても重要であるので、きっちりと時間をとって審議を進めたい。今日中に答申というわけにはいかないと思います。5年前の意見にも情報が足りないと書いてあったようですので、事前にこの事業を説明していただいたうえで、事後評価に対する意見を出すべきではないでしょうか。

私は、市がまちづくりに熱心に取り組んでいただいているので、子どもたちに誇れるまちだと思っています。皆さんの評価を下げるものではないのですけれども、審議会委員としては、もっと審議に時間をいただきたい。

(奥沢議長)

ごもっともなご意見です。今日答申を出すのは、時間的に無理だと思います。どうするかは後で考えますけれども、(2)今後のまちづくり等の内容の妥当性についてのご説明を聞きたいと思いますがいかがですか。

(大沢委員)

深江委員からお話もありましたが、今回で答申というには無理があると思います。私は他の市の審議会委員をしています。他では、審議会は1回なのですが審議会の前に個別相談があって、個別意見を聞いてから審議会に臨むという形になっています。今回は、このあと決めることになるので、次回は是非そのようにしていただきたいと思います。

今回の事後評価に関してですが、不適切な表現があると国からご意見をいただく可能性がありますので、後でご連絡させていただきたいと思います。

(奥沢議長)

これからの説明のある部分を含め、ご意見はございますか。

(大沢委員)

次回からは、今後のまちづくり方策については、まず、委員の皆さんにご議論していただいてから、案文を作成していただくとよいと思います。

今回できたストックを維持し、使い続けていくかという観点も必要ではないでしょうか。

11ページの数値目標を達成した指標にかかる効果発現要因の整理のうち、指標3の総合所見欄に、「駅周辺の回遊性も高まっている」との表現がありますが、数値的な根拠のない表現は書かない方がよいのではないのでしょうか。もし書くのであれば、定量的に表現できない定性的な効果発現状況の欄に書いてはいかがでしょうか。

9ページの定量的に表現できない定性的な効果発現状況の欄のいちばん上の「蓮田駅周辺道路である蓮田駅西口通線や蓮田駅東口黒浜線に自転車通行帯が設置され、歩行者及び自転車の安全性が確保されるようになった」とあるが、これは社会資本整備総合交付金事業とは別の事業によるものなので、誤解を招く恐れがあるので書かない方がよいのではないのでしょうか。

(奥沢議長)

細かいご指摘については、後で書いて提出していただきたいと思います。

他のご意見については、(2)今後のまちづくり等の内容の妥当性についてのご説明を聞いた後にお伺いしたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

(都市計画課)

(2)今後のまちづくり等の内容の妥当性についてのうち、まず、(ア)今後のまちづくり方策の作成について、説明させていただきます。

今後のまちづくり方策にかかる検討体制についても、庁内の横断的な検討会議で、計画完了後のまちづくりについて意見交換や検討を行いました。

まちの課題については、

- ①バリアフリー施設未整備による鉄道東西間の分断
 - ②駅と周辺施設を結ぶ歩行者・自転車空間の整備の必要性
 - ③中心市街地の賑わいを創出するソフト事業の必要性
 - ④遅延ぎみの事業に対する進行管理
- などが挙げられました。

これらの課題に対して、達成されたこと、残された未解決の課題、新たな課題は12ページをご覧ください。そこから見えてくる今後のまちづくり方策として13ページの

- ・バリアフリー化された駅自由通路の利用や駅東西口を結ぶ道路の整備
- ・道路の拡幅・高質化・自転車通行帯の整備
- ・再開発ビルの建設やイベント参画の実現
- ・確実な事業の執行計画

などの考え方で事業を行っていきたいという考えです。

また、改善策として想定される事業やその他の意見は次のようなものです。

- ・道路の拡幅やバリアフリー化、バス情報板の整備
- ・緑地や庚申塔ストリートファニチャーの整備
- ・都市計画道路全線開通
- ・公共の低未利用地や既存ストックの活用を図り、子育て支援施設の再構築が必要
- ・蓮田駅の利便性を活用した、市役所窓口・公民館的機能の集約化

こういった事業を平成26年度からの第3期計画で実施したいと考えております。

14ページの当該地区のまちづくり経験の次期計画や他地区への活かし方について説明させていただきます。

今回の事業でうまくいった点、うまくいかなかった点については、今までの説明を踏まえて、次期計画や他地区でも次のことを活用して行きたいと思いません。

- ・課題解決に大きく貢献する事業選定が必要
- ・計画の策定に住民アンケートは有益である
- ・確実に実施できる事業の選定が必要

続いて、今後の交付金活用予定については、当地区におきまして、子育て支援施設等を中心市街地に再構築する「蓮田市中心市街地地区第3期地方都市リノベーション事業」を検討中です。

また他地区では、「蓮田市閩戸貝塚周辺地区」において、総合文化会館やその周辺道路の整備などを計画した新規計画の策定も検討中です。

この2つの新規計画については、現在、国・県と調整中ですので、採択が決まり次第委員の皆さまにお示ししたいと思っています。

今後事後評価を予定している地区については、来年度、「蓮田SAスマートインターチェンジ周辺地区」の事後評価を実施する予定です。

(イ) 評価委員会の確認については、特に事後評価シートに項目はありませんが、全体を通して事後評価原案が妥当か、ご意見を頂きたいと思えます。

今後のスケジュールについてですが、速やかに事後評価シートを完成させ国に提出します。その後、事後評価シートについて国から内容に対する確認や助言を受けます。

また、次期計画を作成します。国へ提出した事後評価結果については、3月中にホームページ等で公表いたします。以上で説明を終わります。

(奥沢議長)

中心市街地地区の交付金事業は5年、5年で10年です。さらに次の5年の計画の中に、今後のまちづくり方策に関するその他の意見にあるような事業を盛り込んでいきたいということと、別の地区でも計画を策定していきたいという話があったようです。

今、11時ですが全体の話はどうしていくかということと、今後の委員会をどう進めるかということがあるかと思えます。答申につきましては、今日答申を出すということではなくて、別の機会を設けるか、今日出た意見を大方まとめたうえで、どういう形でか委員の皆さんにお配りしたいと思えます。

難しい話ですが、全体に関してご意見をいただきたいと思えます。

(山口委員)

まちづくり交付金は、広くもらえる交付金だというくらいの認識はあるんですけど、今、ここで社会資本整備総合交付金に代わって、もっと広がったような受け止め方をしているんですけど、これまでにプラスして人材とかソフトのところまで交付金としてもらえるのか、最初のところで教えて欲しかったのですが、そういう質問でもいいですか。

(都市計画課)

まちづくり交付金から社会資本整備総合交付金に代わっても基本的に同じです。

(奥沢議長)

代わった理由を教えてください。

(都市計画課)

社会資本整備総合交付金は、これまで事業別にバラバラで行ってきた関係事務を一本化したもので、社会資本整備総合交付金事業の中に都市再生整備計画事業が位置付けられました。これがいわゆるまちづくり交付金ですので、基本的にまちづくり交付金と変わりありません。

(奥沢議長)

まちづくり交付金が社会資本整備総合交付金に変わったけれども、制度としては名前が変わっただけで内容は一緒ということですね。

(山口委員)

広くもらえるようになったということではないのですね。

(都市計画課)

そういうことはありません。

(奥沢委員)

もともと広くもらえる制度になっているということですね。

(都市計画)

もともとソフト事業も提案事業として対象となっていますので、計画が認められれば交付金をもらえます。

(山口委員)

数値目標を達成した指標にかかる効果発現要因の整理の欄に、◎と○しかなくて△が一つもないのですが、そのへんを教えてください。

(都市計画課)

11ページの左下に、◎、○、△の違いがございます。事業が効果を発揮し、指標の改善に直接的に貢献した場合には◎。間接的に貢献した場合には○となっています。△は事業が効果を発揮することを期待したが、指標の改善に貢献しなかった場合に表現するものです。今回の事業において、対象となる事業はなかったため、もともとの事業と指標の間には関係がないことが明確なので、評価できない場合に記載するハイフンを表現させていただきました。

(山口委員)

もうちょっと具体的に分かりやすく説明していただけませんか。

(都市計画課)

指標1の駅周辺バリアフリー環境に対する不満度が下がった要因ですが、市道51号線(のくぼ通り)の歩道植樹帯を撤去し、平板ブロックで整備したことにより歩行空間が広がるとともに段差が解消されました。これによってバリアフリー化が図られております。また、蓮田駅にエレベーターやエスカレーターが設置されたことにより駅周辺のバリアフリー環境の不満の解消に直接的に影響したと思われまます。また、関連事業である蓮田駅西口第一種市街地再開発事業によって蓮田駅西口駅前交通広場が完成したことで段差が解消したことや、平板ブロックによって歩道が高質化されたことが、指標の改善に大きく影響したことから◎を記載しています。また、周辺道路の整備によっても、不満の解

消に貢献していますが、駅から離れていることもあり間接的に貢献しているということで○を記載しています。

(山口委員)

駅から離れている道路については、○としたということですね。

(都市計画課)

そういうことです。

(山口委員)

利用者が少ないから○としたということもあるのですか。

(都市計画課)

そういう観点ではありません。

(山口委員)

駅から離れているので、利用者が分散されるということではないのですね。

(都市計画課)

回遊性の向上につながるとは思いますが、そういうことではありません。

(山口委員)

事後評価をして国に持っていくわけですが、国が受け取った後に、また、国から指導されるとか、直されるということがあると思いますが、国土交通省の人がチェックするのですか。そこで、フォローアップもしていないとか、次の交付金の交付ができるとか、できないということを誰が決めるのですか。

(都市計画課)

国土交通省です。国への申請過程では県のチェックもあります。

(山口委員)

県のチェックがあるのですね。私たちの評価で決まるということではないのですね。

(都市計画課)

この事後評価シートは、既に国の事前審査を受けております。

(藤村委員)

事前チェックを受けているのであれば、このまま提出しても受理されるということですか。

(都市計画課)

事後評価シートの中に、評価委員会の審議の内容を記載すれば、受理していただけるものと考えております。

(奥沢議長)

原案はいいのかもしれないけれども、事後評価委員会できちっと審議したということが、追加する項目ということですね。そこをきちっとやっていないと

ダメだということではないですか。

(都市計画課)

現在、17ページが空欄になっていますけれども、事後評価委員会の答申内容を記載して提出したいと考えております。

(奥沢議長)

17ページに記載する内容は、これからの議論が大事だということですね。

(都市計画課)

そうです。答申様式は、このページに沿った内容とさせていただいております。

(山口委員)

今後のまちづくりのその他になると思われませんが、都市計画道路蓮田駅西口通り線は、市道791号線までしか完成していません。今回の計画は、5年間の計画なので今年度で終わるのですが、蓮田駅西口通線については、さいたま栗橋線に接続させる必要があります。確か市も延伸を考えていると思いますので、次回の方策に位置付け、造って行って欲しいと思います。

削除、追加の中に市道8号線を削除したと書いてありますが、中学校通りは市道7号線ですよね。市道8号線はどこですか。

(都市計画課)

都市計画道路前口山ノ内線の一部です。交差点部のすり付け部分です。

(奥沢議長)

外した理由はどういうことですか。

(都市計画課)

事業予定地の先に都市計画道路が延びているのですが、道路の線形が決まっていないことから事業の推進が図れないので、今回の対象事業から削除しました。

(山口委員)

対象地は、中心市街地地区のエリア内なので、今後の方策の中で引き続き検討していただきたいと思います。

(奥沢議長)

この赤線の枠内でできる事業で、既に終わっている事業は別ですが、今お話があったように、そういう事業を追加していくよう意見をまとめたいと思います。

(長谷部委員)

赤枠の中で、都市計画事業でまだやっていない事業があると思います。そういった事業も、できる、できないは別にして計画の中に組み入れて欲しい。計画の中に組み入れていかないとできないわけですので、できるだけ組み入れて行っていただきたいと思います。

前口山ノ内線もそうですけれども、生産緑地の議案としてあった県道もそうなんですけれども、ああいったものを回遊性を活かして利便性を図る意味では、

そういうことも必要なので、事後評価したときに、△とか×になる可能性もあるのですが、是非組み入れていただきたい。

難しいことかもしれませんが、進めていく方向は誰も一致している方向なので、そういった方向でお願いしたい。

もう一点あるんですけども、直接は関係ないんですが、駅の西口のほうに交番を設置してくれという請願が12月議会に出てきたんですね。地域の安全性とか、防犯とかを加味したときには、やはり西口に交番が是非とも必要なので、そのへんのところも計画の中に、どこに組み込むかは別にしても、入れていただけたらありがたいと思うんです。

西口地区の地域住民の要望であるんで、面整備ではない意見ですけども、この計画は地域の方と密に協議しながら進めるということになっていきますから、是非とも地元の住民の貴重な意見を組み入れながら計画の方も進めていっていただきたいと思います。

(都市整備部長)

この計画は補助金の制度でございまして、期間を決めて、その期間内に補助金をいただいて事業を完了するということが大前提でございます。

いろいろご意見はあるかと思いますが、この計画で提案している事業はすべて完成させ、事業効果を検証しなければならないものでございますので、住民要望はございますが、事業の完了が見込めるものしか入れられないという事情があることをご理解いただきたいと思います。

(奥沢議長)

事業を変えたりしているみたいですけども、これは制度が柔軟だから用地買収が遅れたら別の道路を整備してもいいということもできるんだろうと思います。

今いただいているようなご意見は、先ほどの委員会の審議のページにこの委員会としてどういうふうに入れるかは別として出したいと思います。

この会議の進め方ですが、もう一度審議会を開くということが一つと、よろしければもうしばらく皆さまのご意見を聞いて、意見は出尽くさないと思うので、後で事務局に意見を出していただいて、その意見を私と事務局で一応ひと通りまとめて素案としたうえで委員さんに返して、ご意見があればいただいて最終成案にするという2通りがあると思うのですけれどもいかがでしょうか。

(長谷部委員)

今日の次第では審議時間は決められていないですね。

(奥沢議長)

皆さんお忙しいので、もう一度会議を開くのではなくて、別の形で処理できればという考え方もあるのですけれども、委員の皆さまのご意見をお伺いしたいと思います。

(藤村委員)

早く処理するようにしませんか。

(奥沢議長)

もうしばらくご意見をいただいてから、どちらにするか決めたいと思います。

(深江委員)

私としては、いろいろな施設ができたり市民の評価もあるので、非常に評価できると思います。しかし資本を投下した時に、まちの賑わいまでちゃんと関連付けてできているかというところが、本当の意味での資本の回収ということになると思うのですが、そういう意味では今後のことなのですが、まだまだ不十分だと思います。今後の課題にもあるように、蓮田駅を中心に公益施設を集約化し、コンパクトシティを実現する必要があるということが重要になってきています。私は市民体育館などについて議論するつもりはないのですけれども、蓮田駅西口の人々にとっては、文化施設、子育て施設が欲しい。そこが起爆剤になって欲しい。せっかくバリアフリーが進んでいます、いろいろな形で資本が投下されたものを回収していくような施策が今のところ見えない。再開発事業がそうだとわれればそうなんですけれども、再開発事業の状況もよくわからない。住宅や集会施設ができるということだけれども、事業協力者の募集のときに、そんなに大きい集会施設を設定していなかったもので、それはできないということもあり、中央公民館は耐震性だけが改善されたりということだけでは、せっかくこれだけの整備をして、子ども達や障がい者の人たちも駅周辺に来られるような状態になってきたのに不十分です。これからどのように展開していくのかということを経後の課題として、具体的にイメージして欲しいと要望いたします。

(奥沢議長)

14ページに今後の交付金の活用予定ということで、リノベーションということで、さらに公共施設を再構築する内容を第3期計画にしたいということが書かれていますけれども、今のお話と関連すると思いますが、この中心市街地のエリアの中に、こういう施設を誘導していくという考えを持っているということですね。

(近藤委員)

評価のところで人口が減少しつつあるということですが、蓮田市の人口が増えて、利用がうまくできるにはどうしたらいいかということ逆から考えて、なぜ人口が減ったかということ考えていただくと、収益を上げる考え方が少ないのではないかと思います。駅前なのに商店街がなかったり、駅前なのに市民が集まっても何も魅力がないというようなのが蓮田かなと思うところがあります。駅前が営々と造られていることはいいのですけれども、小さくまとまり過ぎているように思います。予算的なものもいろいろあるかと思うのですが、予算が一番肝心なところだと思いますが予算を置かせていただいて、駅前に公共施設が入り、保育園や幼稚園があって、市民の住まいができて、そこで消費ができる、お金が落とせる、遊べる、そして、よその地域からも来られるという、昔のように車で移動ということではなくて、電車で移動するという考えの若者が多くなっています。車離れということもあります。せっかく西口にあれだけ広いきっかけがあったんですけれども、今、文化センターの件でいろいろ問題が出ていると思うんですけれども、せっかく計画を立てて、良いことを進めようとしているのですが、私はやることはすごく良いことで、やるのが進歩だと思っています。やっていく。でも、もちろん計画を立てながらやっていかなきゃいけない。計画を立てる時には、リスクをできれば少なくしながら、そして有益な利益が上がるという考えでやっていくということは、皆さん同じ考えだと思うんですけれども、そういうようなことを考えると、今西口に関して、小さくまとまらず、大きく、もう少し文化的にも、商業的にも、住居関係すべてのこと、若い方、どうやったら人口が増えるかというものを、今までよその県、市町村の中でも、どんどんドーナツ化

現象をして、市内が小さくなって周りが大きくなるということがあります。

駅前ってやっぱり顔であって、西口がきれいになってよそから来た人は、蓮田の西口きれいになったねって言うてくれるんですが、でも何もないので。それがまず、大きな一声が出るだけで、駅前ビルだとか、商店街だとか、どこにあるの？買い物はどうするのって、電車を降りてすぐに買い物はどうするの？学校は？文化センターはどこにあるのって聞く、そういうようなことを聞いたときに、ちょっと、分散型であちらこちらに。というのは、まちづくりの元々の計画性が、道路をまっすぐに頑張って造る。そしてそこに商店街は商店街。文化関係は文化関係。公共的は公共的ってそういうふうにもちの構造が、蓮田は悪い面で特徴があって分散しちゃってるなって、もうちょっと集約するような考え方も必要なんじゃないかなと思います。

あちらこちらに保育園を造ったからいいんでなくて、子どもを預けに行くお母さんは、電車に乗らなければいけない。そうすると、遠くに子どもを預けて、また車を置かなければいけない。車は駐車場に置かなきゃいけない。保育園の料金は高い。いくら仕事をして子ども保育料ですべて母親の給料が飛んでいってしまう。なかなか入れない。子どもが環境に合わなかったりすると、また違うところとなっていく。せっかくですから駅前にそういったものをぼーんと建てていただくっていう考え方でやっていただけたら、私は蓮田市はずごい理想的な市で、よその市町村よりも画期的な考えだねって言われるような気がするんですけども、そんなような形で、まず人口を増やす、若い人たちが住む。そして、よその地区から蓮田っていいねって言うて、住みたいって言う、東京から40分そこそこで来られるところなのに、何で人口が減るんだろうと、その辺がまだ私もはっきりわからないところで、疑問点で、どうやったら人口が増えるんだろうとちょっと考えているところが、今このお話をさせていただいているところで、ずっと疑問にあったところだったもんですから、長くなりましたが、以上です。

(奥沢議長)

いろいろご意見はあろうかと思いますが、取扱いですが、2週間なり期間を設け、その間に出された意見を、できればメモして、事務局の方に出していただいて、それを整理してもらったうえで、せっかくの会議ですからどういう形でか調書に載せたらいいと思うんです。調書に載せられないような案であっても、市には委員会の要望として出したらいいと思うんですね。だから2週間ぐらいの間に、そういう意見を出していただいて、それを事務局でまとめさせていただいて、それを皆さんにお返しして、再修正するなり、微修正するなりしたいと思っていますが、委員さんのご意見と事務局の考えを聞きたいのですがどうですか。

(石井委員)

資料が届いて目を通しましたが、わからないことが多いので聞きたいことも多いんですが、つまらないことをこの場で発言してもということもあるので、発言できないです。熟知された委員さんと言われると余計に。一生懸命にやりたいと思っているので、個別に聞いてもいいような話もありましたので、私もこの審議会事態に慣れていませんので、事務局に直接聞くという頭もありませんでしたので、これからそういうことが可能であれば、細かいところを事前にお話できる時間を持っていいんでしたらそういうふうにしていきたいと思えます。

(奥沢委員)

本当は、事務局がもっとぴしっと説明してくれれば質問も少ないんですけれども。

(石井委員)

書いてあることを説明していただいただけだと、読みましたというだけになってしまいます。

(奥沢委員)

疑問があれば事前に事務局に質問していただいて、まちづくりに関し市民の目線に立った意見を提出していただいて、それをまとめたいと思います。まとめたうえで、皆さんからの意見をどういう形でか反映していきたいと思います。今のご発言は、全くそのとおりでと思います。

(長谷部委員)

審議会の予算的なものもあるでしょう。

(都市整備部長)

年度内に、もう1回開催する予算はあります。

(山口委員)

私も議員になって何年も経っていますが、聞くと恥ずかしということも結構ありますが、ここで聞いていただいて構わないと思います。

それぞれ言いたいことがあれば言いに行って、逆に説明を聞けばわかりやすくなるので、そういうことを繰り返して委員長と事務局で答申を作っていたければ私は構いません。もし、もう1回開くのであれば、それをみんなで共通理解をするというところで、それでいいんじゃないかと思います。

(長谷部委員)

意見を言ったりするのは一向に構わないんですね。ただ最終的に審議会として答申を出すということですので、もう一度開催したほうがいいと私は思います。みんなで読み合わせでも、確認でもいいですけども、会長にお任せするのも責任が重いと思いますので、予算があるのであれば短時間でもいいから読み合わせをして答申という形で、審議会の責任の中で出した方がいいような気がします。

(奥沢議長)

審議会の次期日程を決められますか。それまでに先ほど言ったまとめを事務局に出したりする日程を決めたいと思います。

(都市計画課)

今回は2月27日の午後2時から4時まで市役所303会議室としたいと思いますが如何でしょうか。

(奥沢議長)

皆さん、いかがでしょうか。

(よいという声)

(奥沢議長)

では、次回は2月27日(木)午後2時からということにしたいと思います。それまでに、事務局でまとめる必要があると思いますから、2月10日(月)までに、まちづくりに関わる意見であればどのような方法でも構いませんので事務局にお出してください。27日には、回答案を用意させていただいて、さらにご審議いただいで決めたいと思います。

(長谷部委員)

できるだけ事前に配布していただきたい。

(都市計画課)

そのようにさせていただきます。

(奥沢議長)

事前に意見を調整させていただいて素案を配布していただきます。時間があればそれ以外の市役所の情報提供をお願いします。

本日の蓮田市社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)事後評価委員会の議事は、これで終わらせていただきます。

それでは、都市計画審議会に戻しますが何かございますか。

ないようですので、以上で議長の任を解かせていただきます。

(都市整備部長)

本日は、長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。いろいろいただきましたご意見につきましては、事務局といたしましても精一杯反映して、また次回の会議に向けて頑張りたいと思いますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、ありがとうございました。

7 閉会挨拶